

○三原市本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

平成17年3月22日

規則第171号

改正 平成17年6月20日規則第227号

平成28年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行地区における土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第76条に規定する建築行為等の許可に関する事務に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の提出)

第2条 法第76条第1項の規定により建築行為等について許可を受けようとするものは、建築行為等許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとするものは、許可申請書に次に掲げる図書2部を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 平面図

3 許可申請書は、土地所有者の記名押印を得たものでなければならない。ただし、土地所有者の記名押印を得られないときは、その理由を添付することをもって代えることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定によるもののほか、誓約書（様式第2号）その他の図書を添付させることができる。

(許可書の交付)

第3条 市長は、許可申請書の内容が土地区画整理事業の施行に支障がないと認めるときは、これを許可する。

2 前項の場合において、市長は、その許可に必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の申請について、許可した場合は、建築行為等許可書（様式第3号）及び許可申請書に添付された図書1部を申請者に交付するものとする。

（不許可の通知）

第4条 市長は、許可申請書の内容が土地区画整理事業の施行に支障となると認めるときは、許可しないものとし、建築行為等不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（許可申請の審査）

第5条 許可申請書に係る審査の内容は、別表に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本郷都市計画土地区画整理事業東本通土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則（平成12年本郷町規則第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年6月20日規則第227号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の三原市情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の三原市個人情報保護条例

施行規則，第 5 条の規定による改正前の三原市税条例施行規則，第 7 条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則，第 8 条の規定による改正前の三原市生活保護法施行細則，第 9 条の規定による改正前の平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく三原市子ども手当事務取扱規則，第 10 条の規定による改正前の老人福祉法による費用の徴収に関する規則，第 11 条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行細則，第 12 条の規定による改正前の三原市障害者等やむを得ない事由による措置規則，第 13 条の規定による改正前の化製場等に関する法律施行細則，第 14 条の規定による改正前の三原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則，第 15 条の規定による改正前のきれいな三原まちづくり条例施行規則，第 17 条の規定による改正前の三原市本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則，第 18 条の規定による改正前の三原市都市計画法施行細則，第 19 条の規定による改正前の宅地造成規制法施行細則，第 20 条の規定による改正前の三原市優良宅地造成認定事務に関する規則，第 21 条の規定による改正前の三原市土地譲渡益重価制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅新築認定事務に関する規則，第 22 条の規定による改正前の三原市火災予防規則及び第 23 条の規定による改正前の三原市危険物規制規則に規定する様式による用紙で，現に残存するものは，当分の間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

別表（第 5 条関係）

期間	構造及び規模 土地の区分	移転又は除却が 容易な構造及び 規模のもの	移転又は除却の 容易でない構造 及び規模のもの
事業計画決定公告 の日から仮換地指 定の効力発生の日 まで	従前の土地	条件付許可又は 不許可	不許可

仮換地指定の効力 発生の日から換地 処分の公告の日ま で	従前の土地	不許可	不許可
	仮換地	許可	許可

様式第1号(第2条関係)

建築行為等許可申請書

年 月 日

三原市長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

本郷都市計画事業東本通土地区画整理事業施行区域内において、次の行為を実施したいので、土地区画整理法第76条第1項の規定により申請します。

申請行為の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物、工作物等の新築、改築、増築 3 物件の設置、たい積
同意者の署名押印	土地所有者 住 所 氏 名 ㊟
	借地権者 住 所 氏 名 ㊟
	その他の関係者 住 所 氏 名 ㊟
申請箇所	三原市本郷町本郷 番地
工期	
添付図面	
備考	

様式第2号(第2条関係)

誓 約 書

年 月 日

三原市長 様

住 所

申請者

氏 名

㊟

この度、三原市本郷町本郷 番地 において、建築行為等をするに際し、土地区画
整理法第76条第1項の規定により、許可申請をしました。

ついては、次のことを誓約いたします。

- 1 建築行為等許可申請書及び添付図書に記載されている事項は事実と相違ありません。
- 2 建築行為等許可申請書及び添付図書のとおり実施します。
- 3 建築行為等許可書に付された条件については、遵守します。

様式第3号(第3条関係)

建築行為等許可書

第 号
年 月 日

様

三原市長



年 月 日付けで申請の建築行為等については、土地区画整理法第76条第1項及び第3項の規定により、条件を付して次のとおり許可します。

建築行為等の場所	三原市本郷町本郷	番地
建築主の住所及び氏名		
許可条件		
備考		

- (注) 1 この許可書には、建築行為等許可申請書及び添付書類の副本を添付して許可するものとする。
- 2 他の法令で手続を必要とするものについては、それぞれ所定の手続をし、許認可があった後工事に着手すること。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に広島県知事に審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項に規定されています)。
- また、この処分を知った日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決のあったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、三原市を被告としてこの決定に取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において三原市を代表する者は、三原市長となります)。

様式第4号(第4条関係)

建築行為等不許可通知書

第 号
年 月 日

様

三原市長

印

年 月 日付で申請の三原市本郷町本郷 番地 の土地への
については、審査した結果、次の理由により許可できません。

1

(注) この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3か
月以内に広島県知事に審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、
行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項に規定されています。)

様式第 1 号 (第 2 条 関係)

様式第 2 号 (第 2 条 関係)

様式第 3 号 (第 3 条 関係)

様式第 4 号 (第 4 条 関係)